地域生活支援拠点等の登録事業所に係る各種加算について

※地域生活支援拠点等を以下「拠点等」という

機能	対象の福祉サービス	加算名等	加算単位	概要
①相談	計画相談支援 障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回	市町村により拠点等として位置づけられた、連携担当者を配置している事業所の相談員が、短期入所事業所への緊急時の受入の対応を行った場合。（１人につき月４回を限度）
②緊急時の受入・対応	短期入所	地域生活支援拠点等の場合の加算	100単位/日	市町村により拠点等として位置づけられた、連携担当者を配置している短期入所事業所において、短期入所を行った場合、サービス利用の開始日に加算。（緊急時の受入に限らない）
		緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	270単位/日	指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して初日から7日（やむをえない事情がある場合は14日）を限度に算定。（拠点等の登録の有無を問わない）
		緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	500単位/日	
		定員超過特例加算	50単位/日	緊急利用者を定員を超えて受け入れた場合に、利用者全員に10日を限度に算定可能。なお、当該期間は定員超過減算は適用しない。（拠点等の登録の有無を問わない）
	自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A、B 就労選択支援 生活介護	緊急時受入加算	100単位/日	市町村により拠点等として位置づけられた、連携担当者を配置している事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、日中の支援に引き続き夜間に支援を実施した場合。
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	緊急時対応加算	100単位/回	居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護を利用者等の要請を受けて24時間以内に行った場合。（１人につき月２回を限度）
			50単位/回	市町村により拠点等として位置づけられた、連携担当者を配置している事業所において、上記緊急時の対応を行った場合に加算。
	自立生活援助	緊急時支援加算Ⅰ	711単位/日	緊急事態の際に、利用者等の要請に基づき、深夜に支援を行った場合。
			＋50単位/回	市町村により拠点等として位置づけられた、連携担当者を配置している事業所において、上記緊急時の対応を行った場合に加算。
	地域定着支援	緊急時支援費Ⅰ	734単位/日	緊急事態の際に、利用者等の要請に基づき、速やかに訪問等の支援を行った場合。
			＋50単位/回	市町村により拠点等として位置づけられた、連携担当者を配置している事業所において、上記緊急時の対応を行った場合に加算。

機能	対象の福祉サービス	加算名等	加算単位	概要
③体験の機会・場	自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A、B 就労選択支援 生活介護	体験利用支援加算	・ 初日から５日目まで 500単位/日 （※＋50単位/日） ・ ６日から15日目まで 250単位/日 （※＋50単位/日）	市町村により拠点等として位置づけられた、連携担当者を配置している事業所において、指定障害者支援施設等における日中活動系サービスの利用者が、指定地域移行支援を通じて障害福祉サービスの体験利用を行った場合。（15日以内に限り算定） ※拠点として位置づけられ、連携担当者を配置している場合にプラスで加算
	地域移行支援			地域移行支援の支給決定者で体験的な障害福祉サービスの利用を希望している者に、地域移行支援計画に位置付けてサービスの体験的な利用支援を行った場合。（15日以内に限り算定） ※拠点として位置づけられ、連携担当者を配置している場合にプラスで加算
	施設入所支援	地域移行促進加算（Ⅰ）	120単位/日	市町村により拠点等として位置づけられた、連携担当者を配置している事業所において、施設利用者が指定地域移行支援の宿泊体験を利用する場合に、連絡調整やその他の利用支援を行った場合。
		地域移行促進加算（Ⅱ）	60単位/日	拠点等と連携の上、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る）を施設職員が同行の上で実施した場合。（１月につき３回を限度）
	地域移行支援	体験宿泊加算（Ⅰ）	300単位/日 （※＋50単位/日）	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合、体験宿泊加算（Ⅰ）および（Ⅱ）を合計して15日以内に限り算定可能。 ※拠点として位置づけられ、連携担当者を配置している場合にプラスで加算
		体験宿泊加算（Ⅱ）	700単位/日 （※＋50単位/日）	夜間及び深夜の時間帯を通じた見守り等の支援を含めて、体験的な宿泊支援を行った場合、体験宿泊加算（Ⅰ）および（Ⅱ）を合計して15日以内に限り算定可能。 ※拠点として位置づけられ、連携担当者を配置している場合にプラスで加算
④専門的人材の確保・養成	計画相談支援 障害児相談支援 自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援	地域生活支援拠点等機能強化加算	500単位/日 ※情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算 ※当該相談支援事業所等の計画相談支援、障碍児相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援それぞれ加算 ※配置されたコーディネーター1人にあたり、100回/月を上限とする ※概要欄①～③の全てを満たすこと	①計画相談支援及び障害児計画相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービスを同一の事業所で一体的に運営していること又は地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営していること ②当該事業所又は当該事業所以外の基幹相談支援センター等の拠点関係機関に拠点コーディネーターを常勤専従で1人以上配置していること（コーディネーターは原則として当該事業所における他の職に従事してはならないこと） ③当該事業所を市町村が地域生活支援拠点等として位置付けていること
⑤地域の体制づくり	計画相談支援 障害児相談支援	地域体制強化共同支援加算	2,000単位/回	市町村により拠点等として位置づけられた事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報提供等を行い、他の福祉サービス事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合。（月1回を限度）